

蜜蜂を飼育する方へ

改正養蜂振興法が平成25年1月に施行されました

この改正に伴い、**趣味で蜜蜂を飼育する場合**でも**飼育届の提出が必要**となりました。

蜜蜂の飼育者は**毎年1月中**に飼育届をご提出ください
(手数料はかかりません)

ただし、以下に該当する方は、届け出不要です

- ・花粉交配に使用する時期だけ飼育される方
- ・学術研究等のため、密閉構造の飼育管理設備で飼育される方
- ・巣箱や巣洞等を設置しないで、野生のニホンミツバチの巣から蜂蜜等を採取する方

蜜蜂を飼育する際は適切な衛生管理をお願いします

異常があれば最寄りの家畜保健衛生所に相談してください

蜜蜂の飼育を止める際は放置せず、**適切な処置**をお願いします。

○お問い合わせ先

相談内容	相談窓口	電話番号
各種届出	畜産振興・防疫対策課振興グループ	076-225-1623
衛生管理	南部家畜保健衛生所（かほく市以南）	076-257-1262
	北部家畜保健衛生所（宝達志水町以北）	0767-68-3636